

回答書

業務名 デジタル・ディバイド対策事業業務委託

上記業務に係るプロポーザルについて、以下のとおり回答します。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
1	募集要項	2(4)	「導入準備期間については、費用は発生しないものとする」となっているが、従事者の研修は9月以降に実施することによいか。	9月からデジタル・ディバイド対策事業を開始できるように、従事者の研修は導入準備期間中に完了させてください。 また、従事者の研修に要する費用は、提案見積書に含めてください。
2	募集要項	9(6)ア	「提出資料を提出した参加者が特定できるような表示及び記載等は一切認めない」となっているが、再委託先企業がある場合も同様であるか。	副本については、ご認識のとおりです。 正本については、再委託を行う場合、再委託先の企業名を記載してください。
3	募集要項	10	プレゼンテーションの参加人数に制限はあるか。	参加人数の制限は設けていませんが、プレゼンテーションの参加者は説明者、質疑の回答者、Web会議の操作者等とし、できるだけ少人数となるようにしてください。
4	要求水準書	P2 第1章7	利用者の年齢や住所など対象者の確認は、本人確認書類で実施する必要があるか。	利用者の年齢や住所の確認は口頭で行い、本人確認書類による確認までは行わない想定です。
5	要求水準書	P2 第1章7 (1)②	スマホサロンの実施場所として例示された市立施設(すこやかセンター、夢前福祉センター)に、机及び椅子、Wi-Fi設備はあるか。	それぞれ以下のとおりです。 ・すこやかセンター 机:あり 椅子:あり Wi-Fi設備:なし ・夢前福祉センター(ぱるむ) 机:あり 椅子:あり Wi-Fi設備:なし
6	要求水準書	P3 第1章7 (2)	スマホ教室の予約申込は、団体又は個人のどちらからを想定しているか。 また、最低利用人数は何名か。	団体、個人問わず申込み可とし、最低利用人数は1回あたり5名程度とする予定です。
7	要求水準書	P3 第1章7 (2)	スマホ教室は、あらかじめ複数の講座内容を用意し、その中から利用者が受講したいものを選択する方法でもよいか。	利用者が聞きたいことに対応できるのであれば、あらかじめ設定した講座内容から選択することも可とします。 ただし、講座内容については、事前に市と相談した上で設定していただきます。
8	要求水準書	P3 第1章7 (2)	スマホ教室の開催場所として、利用者個人の居宅も対象とすることによいか。	自宅訪問での開催も想定しています。
9	要求水準書	P3 第1章7 (2)④	スマホ教室の開催場所の施設利用料は利用者が負担し、会場の設営作業(机・椅子等の準備)も利用者が行い、受託者側は負担しないということによいか。	ご認識のとおりです。
10	要求水準書	P3 第1章7 (2)④	スマホ教室の予約は、コールセンター以外に、スマホ教室終了後に次回予約をその場で受け付けることは可能か。	予約管理が適切に行えるのであれば、コールセンター以外でも受け付けることは差し支えありません。
11	要求水準書	P3 第1章7 (2)⑤	スマホ教室を一日に同じ場所で2種類の講座を連続して開催した場合、開催回数は2でよいか。	開催回数のカウントは、予約の受付数とすることを想定しています。 できるだけ多くの方に利用していただけるように、予約を受け付ける際は、特定の地域や利用者に偏りがないようにする予定です。

回答書

業務名 デジタル・ディバイド対策事業業務委託

上記業務に係るプロポーザルについて、以下のとおり回答します。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
12	要求水準書	P3 第1章7 (2)⑤	スマホ教室は、市が想定している回数を下回る場合もあるというところでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	要求水準書	P4 第1章7 (3)② / P5 第1章7 (4)②	スマホよろず相談及びコールセンターの実施場所やスペース等は、具体的に決まっているか。	スマホよろず相談は、市役所本庁舎2階ミーティングスペース(高層棟と議会棟を結ぶ通路)の中央付近に、コールセンターは市役所北別館2階の執務室内を予定しています。ただし、あくまでも現時点の予定であり、今後変更になる可能性があります。
14	要求水準書	P5 第1章7 (4)②	市が準備することになっているコールセンターの電話機及び電話回線数は決まっているか。	電話機及び電話回線は、2セット用意する想定です。
15	要求水準書	P7 第2章4	業務担当者とは、業務委託契約約款の業務担当責任者という認識であっているか。 業務担当者は、各業務実施場所のどこか1か所に常駐していればよいか。	業務委託契約約款第5条に規定する業務担当責任者とは、要求水準書の統括責任者(全体の責任者)を指します。 要求水準書の業務担当者(常駐の責任者)は、1名でも構いませんが、複数の業務実施場所における各業務の遂行に支障が出ないようにしてください。
16	要求水準書	P7 第2章4 (3)	偽装請負防止及び個人情報保護の観点から、従事者は全員、直接雇用とする必要はあるか。	直接雇用であるか否かに関わらず、個人情報の保護等については、要求水準書第2章10(P9)に記載の事項を踏まえ、必要な措置を講じていただく必要があります。